

「保険料控除証明書ハガキ」見本【例1】

地震保険料控除証明書ハガキ

東京多摩局
料金後納郵便

親展 重要

〒113-8501 東京都文京区千石1-1-1
三井住友海上火災保険株式会社

D6450 74ATNRK3X0000001#

保険料控除証明書のご案内
三井住友海上火災保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
左下よりゆっくりとはがしてご確認ください。

＜お問い合わせ先＞
携帯電話ご利用の方：右記の二次元コードよりお問い合わせください。
固定電話ご利用の方：下記へお問い合わせください。
お客さまデスク
0120-993-733（無料）

＜差出人＞
〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社

AAA: 3 021 020: 40
023 025

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
※「地震保険料控除制度の概要」の対象となるご契約に該当しない場合、本証明書はご使用にできません。本証明書をご使用の際は、必ず「地震保険料控除制度の概要」および証明書の「ご注意」をご確認ください。

地震保険料控除制度の概要

＜対象となるご契約＞

- 地震保険契約**
地震・噴火・津波による居住用財産（※1）の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険のご契約
※1 保険契約者ご自身もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者・その他の親族が所有し、常時その住居として使用される建物またはこれらの方が所有する家財が対象となります。
 - 経過措置が適用される長期損害保険契約**
地震保険でない長期損害保険契約（年金払積立傷害保険・積立傷害保険・積立火災保険等）のうち、以下のすべてを満たしているご契約
 - 保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
 - 保険期間が10年以上で、満期返れい金がある積立保険のご契約
 - 平成19年1月1日以降、保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがないご契約（※2）（※3）
- ※2 地震保険部分の保険料変更（地震保険の中途セット（付帯）を含む）は当該「変更」には該当しません。
※3 保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日にかきの、経過措置の対象外となります。

保険料控除証明書の詳細につきましては、
保険会社ホームページをご覧ください。
<https://www.ms-ins.com/contractor/procedure/deduction/>

＜地震保険料控除の適用限度額＞

所得税（国税）	①地震保険料		②長期損害保険料（経過措置）	
	年間 50,000円限度 （保険料全額）	年間15,000円限度 年間の支払保険料合計額別の控除額 ・10,000円まで ・10,000円超20,000円まで ・20,000円超	年間10,000円限度 年間の支払保険料合計額別の控除額 ・5,000円まで ・5,000円超15,000円まで ・15,000円超	・保険料全額 ・保険料の1/2+5,000円 ・一律15,000円
個人 住民税 （地方税）	年間 25,000円限度 （保険料の1/2）	年間10,000円限度 年間の支払保険料合計額別の控除額 ・5,000円まで ・5,000円超15,000円まで ・15,000円超	・保険料全額 ・保険料の1/2+2,500円 ・一律10,000円	

①地震保険料と②長期損害保険料（経過措置）をそれぞれ別契約でお支払いの場合は、両方を合わせて、年間所得税50,000円、住民税25,000円が限度となります。所得控除額の計算方法の詳細や、地震保険料控除の申告に際しての記入要領等の詳細については所轄の税務署にお問い合わせください。

＜地震保険料控除の申告に際してのご注意＞

- 保険の対象が使用住宅（1つの建物内で住宅に使用している部分と店舗等に使用している部分がある建物）の場合、次の計算式によって計算される額が控除の対象となります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{建物の地震保険料} \\ \text{建物の総床面積} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{居住部分の総床面積} \\ \text{建物の総床面積} \end{array} \right] \times \text{本年の支払戻徴額}$$
 なお、住宅に使用している部分が建物の総床面積の90%以上の場合には、建物についてお支払いの地震保険料全額を控除の対象とすることができます。
- 保険料控除証明書に記載の控除対象保険料は、保険の対象が使用住宅の場合でも、上記計算額の前額を表示しております。
- 本年中に本契約の継続手続きを行い、保険料をお支払いいただいた場合は、継続契約の保険証券に添付の控除証明書もあわせてご使用ください。

保険料控除証明書発行サービスについて
本サービスでは保険料控除証明書の電子データ(XMLファイル)をご取得いただけます。

● 保険料控除証明書発行サービス トップページ
URL: <https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>

こちらから簡単にアクセスできます

● ご案内動画について
本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本サービストップページに掲載のボタンよりご覧ください。（動画イメージ）

保険料控除証明書の見方
この面を折り返すと、裏面のご説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただけます。

お知らせ
ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先記載のお問い合わせ先にご確認ください。

※画像により差れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

● 保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内
操作方法の詳細は裏面のご案内動画にてご説明しております。あわせてご覧ください。

- 1 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際には、「ユーザーID」の新規登録が必要です。登録時は保険料控除証明書または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元にご用意ください。
- 2 ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。
- 3 ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。

● 電子データ取得後のご利用イメージ
ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。
「保険料控除証明書発行サービス」で電子データをダウンロードする

電子データで申告する場合 印刷して申告する場合

年末調整 確定申告【e-Taxをご利用の場合】 年末調整・確定申告

お書きのご勤務先が指定する所定の方法で提出します。（※） 電子データを添付し、オンラインで提出します。 国税庁ホームページに掲載されている「QRコード付証明書等作成システム」を利用し、印刷のうえ提出します。

※年末調整については、お書きのご勤務先が電子データの提出に対応している場合に限られます。事前にご確認のうえ提出ください。

◆◆◆◆◆＜ 保険の対象の所在地 ＞◆◆◆◆◆
北海道

D6450 74ATNRK3X0000001#

令和7年分 地震保険料控除証明書

証券番号: []
ご契約者名: []

控除対象	地震保険料
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
保険期間	令和4年3月1日から5年間（地震保険）
控除対象保険料	3,720円
備考	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和7年6月14日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目9番

＜ご注意＞

- 控除対象保険料欄には本年8月末時点のご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までのお支払い（予定）保険料を表示しております。
- 証明日は、控除対象保険料算出時点の日付を表示しています。
- 一時払いのご契約につきましては、控除対象保険料欄に、控除対象となる保険料を保険期間で割った金額を表示しています。ただし、ご契約内容の変更をされたご契約については、算出方法が異なる場合があります。
- 本年9月以降にご契約内容の変更手続きをされた場合は、控除対象となる保険料が変更となる場合があります。
- 1年未満の保険期間は初下げて表示しています。
例) 地震保険期間5か月の場合 ⇒ 「0年間」
地震保険期間2年6か月の場合 ⇒ 「2年間」

火災保険、または積立火災保険の場合、
保険の対象の所在地を表示しています。
(契約者住所と同一の場合も表示しています)

「保険料控除証明書ハガキ」見本【例2】

生命保険料控除証明書ハガキ

東京多摩局
料金後納郵便

親展 重要

〒118-0001 東京都小平市...
様

D6450 74ATNRN3X0000003#

保険料控除証明書のご案内
三井住友海上火災保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
左下よりゆっくりはがしてご確認ください。

<お問い合わせ先>
携帯電話ご利用の方：右記の二次元コードよりお問い合わせください。
固定電話ご利用の方：下記へお問い合わせください。
お客さまデスク
0120-993-733 (無料)

<差出人>
〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社

AAA: X 021: [] 020: 17
023: [] 026: []

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
※本証明書をご利用の際は、必ず生命保険料控除の申告に際してのご注意および証明書の扱いをご確認ください。

生命保険料控除制度の概要

生命保険料控除制度は平成22年に改正が行われ、保険始期が平成23年12月31日以前のご契約と平成24年1月1日以降のご契約*で適用される制度が異なります。(このハガキの対象となっているご契約がどちらに該当するかは、右ページをご確認ください)
*平成24年1月1日以降に保険料控除制度の対象となる特約を中途セット(付帯)した場合も含まれます。

なお、損害保険会社の取扱う商品は、旧制度では一般生命保険料控除、新制度では介護医療保険料控除に該当します。

: 損害保険会社の取扱う商品が適用される生命保険料控除制度

旧制度: 一般生命保険料控除, 個人年金保険料控除
新制度: 一般生命保険料控除, 介護医療保険料控除, 個人年金保険料控除

保険料控除証明書の詳細につきましては、
保険会社ホームページをご覧ください。
<https://www.ms-ins.com/contractor/procedure/deduction/>

<生命保険料控除の適用限度額>
この控除証明書に適用される制度は、下欄に「○」を表示しています。
*複数のご契約がある場合の控除額については、保険料控除申告書等の説明をご確認ください。

旧制度・一般生命保険料控除(保険始期が平成23年12月31日以前のご契約)		新制度・介護医療保険料控除(保険始期が平成24年1月1日以降のご契約)	
所得税(国税)		個人住民税(地方税)	
私払保険料の合計	控除額	私払保険料の合計	控除額
25,000円まで	控除対象保険料と同額	15,000円まで	控除対象保険料と同額
25,000円超	控除対象保険料 × 1/2 + 12,500円	15,000円超	控除対象保険料 × 1/2 + 7,500円
50,000円超	控除対象保険料 × 1/4 + 25,000円	40,000円超	控除対象保険料 × 1/2 + 6,000円
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	控除対象保険料 × 1/4 + 14,000円
		80,000円超	一律28,000円

※平成24年1月1日以降に「新制度・介護医療保険料控除」の対象となる特約の追加があった場合、契約始期が平成23年12月31日以前であっても、「新制度・介護医療保険料控除」が適用されます。

<生命保険料控除の申告に際してのご注意>

・控除証明書の適用制度が「旧生命保険料控除制度」で、控除対象保険料が9,000円以下の場合、申告時に証明書の添付は不要です。(適用制度が「新生命保険料控除制度」の場合は控除対象保険料に問わず、証明書の添付が必要です。)

保険料控除証明書発行サービスについて
本サービスでは保険料控除証明書の電子データ(XMLファイル)をご取得いただけます。

● 保険料控除証明書発行サービス トップページ
URL: <https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>

こちらから簡単にアクセスできます

● ご案内動画について
本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本サービストップページに掲載のボタンよりご確認ください。(動画イメージ)

保険料控除証明書発行サービス
電子データをダウンロードする方はこちら
印刷する方はこちら

「動画はこちらからの、緑色のボタンをクリックすると動画をご視聴いただけます。」

保険料控除証明書の見方

この面を折り返すと、裏面の説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただくことができます。

あわせてご確認ください
控除証明書
ご説明事項
控除証明書

お知らせ
ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

一ここからゆっくりはがしてご確認ください。
※雨等により濡れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

● 保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内
操作方法の詳細は裏面に「ご案内動画」にてご説明しております。あわせてご確認ください。

- 1 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際には、「ユーザーID」の新規登録が必要です。登録時には保険料控除証明書または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元にご用意ください。
- 2 ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。
- 3 ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。

● 電子データ取得後のご利用イメージ
ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

「保険料控除証明書発行サービス」で電子データをダウンロードする

電子データで申告する場合 | 印刷して申告する場合

年末調整 | 確定申告[e-Taxをご利用の場合] | 年末調整・確定申告

※年末調整については、お客さまのご勤務先が電子データの提出に対応している場合に限られます。事前に確認のうえご提出ください。

令和7年分 生命保険料控除証明書
(旧制度・一般生命保険料控除用)

ご契約者名	様
被保険者名	様
証券番号	
適用制度	旧制度・一般生命保険料控除 新旧区分 旧
保険の種類	積立介護費用保険
保険期間	平成13年 6月 26日 から 終身
控除対象保険料	33,333円
備考	

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和7年6月14日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田驛河台三丁目9

見本

<ご注意>

- ・控除対象保険料額には本年8月末時点のご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までのお支払(予定)保険料を表示しております。
- ・証明日は、控除対象保険料算出時点の日付を表示しています。
- ・一時払いのご契約につきましては、控除対象保険料額に、控除対象となる保険料を保険期間(払込期間)で割った金額を表示しています。ただし、ご契約内容の変更をされた場合は、算出方法が異なる場合があります。
- ・葬祭費用、賠償責任等の特約をセットしているご契約、または平成24年1月1日以降保険始期で健康税金支払特約をセットしているご契約につきましては、特約部分の保険料は控除対象外のため、差し引いて表示しています。
- ・本年9月以降にご契約内容の変更手続きをされた場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となることがあります。

D6450 74ATNRN3X0000003#

